

足利市建設工事施工体制確認型総合評価落札方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格及び施工能力等の評価に加え、品質確保のための施工体制の確保状況を確認し、設計図書等に記載された内容を確実に実現できるかを審査した上で、総合的に評価し、落札者を決定する方式（以下「施工体制確認型総合評価落札方式」という。）の試行に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 施工体制確認型総合評価落札方式により入札を行う工事は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公共工事の品質を確保するため、入札者の施工能力、地域性、施工計画等（以下「施工能力等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事。
- (2) その他必要と認める工事。

(入札方法)

第3条 施工体制確認型総合評価落札方式により入札を行うときは、この要領、足利市事後審査型条件付き一般競争入札実施要領、足利市低入札価格調査制度実施要綱（以下「低入札制度実施要綱」という。）、足利市電子入札実施要領等により実施するものとする。

(総合評価の方法)

第4条 施工体制確認型総合評価落札方式で定める評価は、次に掲げる事項によるものとする。

- (1) 総合評価点 価格点、価格以外の評価点及び施工体制評価点を総合した評価点
- (2) 価格点 入札価格に基づいて算定した評価点
- (3) 価格以外の評価点 施工能力等から算定した評価点
- (4) 施工体制評価点 品質確保のための施工体制確認審査（以下「施工体制確認審査」という。）により算定した評価点

2 前項各号の評価点は、「総合評価点算定基準（施工体制確認型）」（別記1）に基づき配点するものとする。

(施工体制確認型総合評価落札方式による実施の適否及び落札者決定基準の審査)

第5条 建設工事の設計及び施工を担当する財務規則第3条第1号に定める部長等（以下「工事担当部の長」という。）は、施工体制確認型総合評価落札方式に

より入札を実施しようとするときは、事前に実施の適否及び価格その他の条件が市にとって最も有利な者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）について、「総合評価落札方式に関する評価調書」（様式第1号）及び「価格以外の評価点の算定方法及び評価基準」（様式第2号）を作成し、足利市建設工事等技術審査委員会の審査を受けた上で、契約管財課へ入札手続きを依頼するものとする。

- 2 契約管財課長は、前項の依頼について、足利市入札参加者等選考委員会（以下「選考委員会」という。）の審査に付さなければならない。

（学識経験者の意見聴取）

第6条 市長は、前条第2項に定める選考委員会の審査に付した落札者決定基準について、「総合評価落札方式実施箇所一覧」（様式第3号）を作成のうえ、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を「総合評価落札方式による発注について」（様式第4号）により聴かなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による意見聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴くものとする。

（落札者決定基準の決定）

第7条 契約管財課長は、落札者決定基準について、前条第1項の規定による意見聴取の後、選考委員会の審議に付して決定するものとする。ただし、総務部長は、同条同項の規定による意見聴取により意見が述べられなかった場合には、審議を省略し決定できるものとする。

（入札参加者への周知）

第8条 市長は、入札参加者に対し入札公告により次の事項を周知するものとする。

- (1) 施工体制確認型総合評価落札方式を採用していること
- (2) 評価項目算定資料を提出すること
- (3) 必要に応じ施工体制確認審査資料を提出すること
- (4) 必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴取すること
- (5) 落札者決定基準及び落札者決定の方法に関すること
- (6) 総合評価に関する評価結果が公表されること
- (7) 価格以外の評価点について疑義の照会ができること
- (8) その他必要と認める事項

（評価項目算定資料の提出）

第9条 入札者は、別記2に定める価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「評価項目算定資料」という。）のうち、必要な資料を入札公告に示す期日に

提出しなければならない。なお、提出した評価項目算定資料の書換え、引換え、追加又は撤回をすることはできない。

(価格以外の評価点の審査及び決定)

第 10 条 契約管財課長は、入札者から提出された評価項目算定資料に基づき価格以外の評価点を算定するものとする。なお、評価項目算定資料が未提出の場合は、価格以外の評価点を 0 点とするものとする。

2 契約管財課長は、前項に定める審査の結果を選考委員会の審査に付して決定するものとする。

(価格以外の評価結果の公表及び疑義照会)

第 11 条 市長は、前条による価格以外の評価点の審査結果を様式第 1 号により公表するものとする。

2 入札者は、前項により公表された日から翌日まで（足利市の休日を定める条例（平成元年足利市条例第 4 号）第 1 条に定める市の休日を除く。）の間に、自らの評価点について「価格以外の評価に係る疑義について（照会）」（様式第 5 号）により疑義の照会をすることができるものとする。

3 契約管財課長は、前項による疑義の照会があった場合は、選考委員会の審議に付し、「価格以外の評価に係る疑義について（回答）」（様式第 6 号）により回答するものとする。この場合において、価格以外の評価点を修正したときは、修正内容について公表するものとする。

(入札書の開札)

第 12 条 入札書の開札は、価格以外の評価点が決定した後に行うものとする。

(施工体制の評価等)

第 13 条 工事担当部の長は、入札書が無効でない者のうち、低入札制度実施要綱第 5 条第 3 項において失格となった者を除き、次の各号に基づき施工体制確認審査を実施するものとする。

(1) 低入札調査基準価格以上の価格で入札を行った者については、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないことから、施工体制確認審査資料作成要領に定める審査資料（以下「審査資料」という。）の提出は求めず、施工体制評価点を 0 点とするものとする。

(2) 低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者については、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあることから、開札後、審査資料の提出を求めるものとし、「施工体制確認審査の実施について」（様式第 7 号）により通知するものとする。

(3) 前号により通知を受けた者は、市長が定めた日時までに、審査資料を提出するものとする。なお、提出した審査資料の書換え、引換え、追加又は撤回をすることはできないものとする。

(4) 施工体制確認審査を辞退する場合には、「施工体制確認審査辞退届（様式第8号）」を速やかに市長あて提出するものとする。なお、審査資料が未提出の場合は、審査辞退とみなすものとする。

(5) 工事担当部の長は、入札者から提出された審査資料をもとに審査をし、施工体制評価点を0点又は-10点とするものとする。なお、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取し、審査に反映することができるものとする。意見聴取に応じない者については、審査辞退とみなすものとする。

(6) 審査辞退した者の施工体制評価点は-10点とするものとする。

（総合評価点の算出）

第14条 総合評価点の算出については、次のすべてを満たす者について行うものとする。

(1) 入札書が無効でないこと

(2) 入札書記載金額が予定価格の範囲内であること

(3) 低入札制度実施要綱第5条第3項において失格でないこと

（落札第1順位者の決定方法）

第15条 落札第1順位者（以下「落札候補者」という。）は、総合評価点の最も高い者とする。ただし、最も高い者が2者以上いる場合は、当該入札者に連絡の上、くじ引きにより落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者がくじを引かないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（落札者決定の際の意見聴取）

第16条 市長は、第6条第2項の規定による意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を「総合評価落札方式による落札者の決定について」（様式第9号）により聴かなければならない。

（落札者の決定）

第17条 契約管財課長は、前条の規定による落札者を決定しようとするときの意見聴取において、学識経験者から意見が述べられた場合には、選考委員会の審議に付して落札者を決定するものとする。

（入札結果の公表）

第18条 市長は、落札者が決定したときは、様式第1号により総合評価の結果を公表するものとする。

（評価内容の確保）

第19条 総合評価に関して提出した資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除を行うとともに指名停止等の措置を講じること

とする。

- 2 原則、受注者から入札時に提出された施工計画が、受注者の責により施工されていない等は、工事成績評定を減ずる措置を講じることとする。

(落札者とならなかった理由に関する苦情申立て処理)

- 第 20 条 落札者とならなかった理由に関する苦情の申立てがあったときは、足利市入札及び契約に関する苦情処理要領により取り扱うものとする。

(秘密の保持)

- 第 21 条 総合評価の結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(その他)

- 第 22 条 本要領の執行に関して疑義が生じた場合は、選考委員会において協議し対応するものとする。

- 2 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。